

やまがた社会共創プラットフォーム設置規程

(趣旨)

第1条 この規程は、「やまがた社会共創プラットフォーム」(以下「プラットフォーム」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 このプラットフォームは、様々な知的資源を有する山形県内の高等教育機関と、地元の産業界、金融界、医療界、山形県及び県内自治体が密接に連携し、地域の課題解決と新たな価値の創出に取り組み、個人及び地域社会のウェルビーイング(幸福)に貢献し、地域の持続的発展を目指すことを目的とする。

(事業)

第3条 このプラットフォームは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 多様な地域人材の育成と創出に関する事
- (2) 地域産業構造の変革と強化に関する事
- (3) 生活の質の向上と健康長寿社会の実現に関する事
- (4) 地域資源の保全と活用に関する事
- (5) 地球規模までを視野に入れた地域の環境保全促進に関する事
- (6) その他目的を達成するために必要な事

(入会)

第4条 このプラットフォームの会員は、山形県内に活動拠点を置く高等教育機関若しくは研究機関又は地方公共団体、及び山形県の地域振興に資する団体でなければならない。

- 2 会員になろうとする団体は、入会申込書を会長に提出し、役員会の承認を受けなければならない。

(退会)

第5条 会員は、理由を付して退会届を会長に提出することにより、退会することができる。

(協議会)

第6条 このプラットフォームに、地域課題について意見交換を行い、関係機関が取り組むべき課題について議論し、解決策を導くために協議会を置く。

- 2 協議会は、すべての会員をもって構成する。

- 3 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 4 協議会は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 5 協議会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 議長が必要と認めた場合は、会員以外の者の出席を得て、意見を求めることができる。

(役員会)

第7条 このプラットフォームに、協議会に付議すべき事項、協議会の議決した事項の執行に関する事項、重要事項で協議会を開催できる期間のない緊急を要する事項を審議するために役員会を置く。

- 2 役員会に、次の役員を置く。

会長 1名

副会長 7名以内

- 3 会長及び副会長は、協議会の決議によって各々選任する。
- 4 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、役員に欠員が生じた場合の後任の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 役員会は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 6 役員会は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 7 役員会の議事は、出席した役員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 議長が必要と認めた場合は、役員以外の者の出席を得て、意見を求めることができる。

(顧問)

第8条 このプラットフォームに顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、協議会において協議の上、会長が委嘱するものとする。
- 3 顧問は、協議会に出席して意見を述べることができる。
- 4 顧問の任期は2年とし、再任を妨げない。

(アドバイザリーボード)

第9条 このプラットフォームにアドバイザリーボードを置くことができる。

- 2 アドバイザリーボードは、学識経験者、産業界関係者、その他の関係者をもって構成する。
- 3 アドバイザリーボードの構成員数は、7名以内とする。
- 4 アドバイザリーボードの構成員は、協議会において協議の上、会長が委嘱するものとする。

- 5 アドバイザリーボードの任期は2年とし、再任を妨げない。
- 6 アドバイザリーボードは、プラットフォームの業務の実施の状況について評価を行い、必要があると認めるときは、協議会において意見を述べることができる。
- 7 アドバイザリーボードは、毎年1回開催するほか、必要がある場合に開催する。
- 8 アドバイザリーボードは、会長が招集する。

(戦略会議)

- 第10条 このプラットフォームに、事業計画の策定及び全体調整のために戦略会議を置く。
- 2 戦略会議の運営に関する基本的な事項は、別に定める。

(事務局)

- 第11条 プラットフォームの事務を処理するため、山形大学に事務局を置く。

(補則)

- 第12条 この規程に定めるもののほか、プラットフォームの運営に必要な事項は、協議会の議を経て、会長が定めることができる。

附 則

- 1 この規程は、令和4年10月13日から施行する。
- 2 この規程施行後、最初に選出される役員及びアドバイザリーボードの任期は、第7条第4項及び第9条第5項の規定にかかわらず、令和6年3月31日までとする。